

# 地方分権改革に関する提案募集への対応について

資料5

平成27年10月10日  
本 部 事 務 局

関西広域連合から提案を行った 25 項目のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された 17 項目について、所管府省の第2次回答（所管府省の第1次回答に対する提案団体の意見を踏まえたもの）が示されました。

## 1. 所管府省の第2次回答の結果

◎第1次回答から回答結果の変更なし。

回答結果	項目数	提案項目
提案を踏まえ検討	3	①国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し ②広域連合における地方版総合戦略の策定等 ③大規模災害発生時の外国人医師の受入れ
現行制度で対応可能	2	④サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和（空家の有効活用） ⑤大規模災害における広域連合の代行
対応不可等	12	⑥介護保険における住所地特例の適用対象の拡大 ⑦近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止 ⑧複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲 ⑨複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲 ⑩国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲 ⑪国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲 ⑫保険医療機関の指定・監督権限の移譲 ⑬大学設置認可に係る事務・権限の移譲 ⑭地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲 ⑮地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲 ⑯自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給 ⑰特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲
計	17	

## 2. 所管府省の回答及び関西広域連合の意見 \*詳細は別紙参照

### ① 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し

第1次回答	土地利用基本計画制度のあり方について、都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であり、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止についても検討したい。
連合意見	制度の見直しに当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえ、不必要な国の関与はなくし、意義のあるものとする。
第2次回答	土地利用基本計画のあり方につき、事前協議も含め、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っている。

## ②広域連合における地方版総合戦略の策定等

第1次 回答	提案を踏まえ、地方創生の深化のためには地域連携が重要であることから、まち・ひと・しごと創生に関する事務を処理する広域連合がまち・ひと・しごと創生法上の地方版総合戦略の策定主体となれるよう検討する。
連 合 意 見	可能な限り早期に地方版総合戦略の策定作業に着手したいと考えていることから、同戦略の策定主体となれるよう速やかに検討願いたい。
第2次 回答	御提案を踏まえ、引き続き検討を進める。なお、具体の事例に沿った説明を行っていく必要があるため、検討に当たって御協力願いたい。

## ③大規模災害発生時の外国人医師の受入れ

第1次 回答	大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、ご指摘を踏まえ、どのような対応ができるか検討していく。また、医療通訳が適切に提供される環境整備として医療通訳を配置して周辺病院との連携を行う拠点病院に対する支援や外国人患者受入れ医療機関認証制度の普及に対する支援事業を進めている。
連 合 意 見	災害発生時に速やかに医療救護活動を提供できるよう、事前の法的措置や都道府県知事の権限強化が必要であることから、関係法令の見直しを行うとともに、医療通訳の提供体制の構築については、国が責任を持って人材育成も含めた支援策を講じていただきたい。
第2次 回答	災害発生時の速やかな医療救護活動の提供の在り方については、関係府省庁とも連携しつつ、どのような対応が可能であるのか検討してまいりたい。医療通訳の確保について、引き続き、医療提供時の言語コミュニケーションが円滑に行われるよう支援策を講じていく。

## ④サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和（空家の有効活用）

第1次 回答	都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。
連 合 意 見	各地方公共団体の完全に自由な裁量により緩和することができると考えてよいか。仮に可能とする場合には、国が一律に距離基準を定める意義はなくなるが、これに対し国が「望ましい基準」などを示し、地方の裁量の範囲を限定するようなことがないよう、責任ある回答を求めたい。
第2次 回答	高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能。ただし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることに留意。

## ⑤大規模災害における広域連合の代行

第1次 回答	災害対策基本法第86条の13の規定があることによって、関西広域連合が被災した構成府県に対して行う広域避難の調整に係る支援を妨げるものではない。このため、提案の内容は、既存の法制度において対応が可能である。
連 合 意 見	今回提示された内閣府の見解に基づき、関西広域連合においては大規模災害時の広域避難の調整、支援に取り組むこととしたい。
第2次 回答	—

## ⑥介護保険における住所地特例の適用対象の拡大

第1次 回答	サ高住の必須サービス（安否確認・生活相談）に加えて食事の提供や介護の提供、家事の供与、健康管理の供与のいずれかを実施すれば、介護保険法上の住所地
-----------	--

	特例の適用が可能。積極的にこの活用を図ることで適切な対応は可能。
連合意見	日本版CCRC構想では、高齢者が元気なうちに本人の希望に基づき移住することを想定しており、そうした方には食事や介護の提供等の任意サービスは不要。必須サービスのみを提供する低コストな「戸建て分散型のサ高住」が高齢者のニーズにも合致することから、住所地特例を適用する意義がある。
第2次回答	現在は食事の提供をしていなくても、将来提供を行うことを取り決めている場合は有料老人ホームに該当し、現在でも住所地特例の対象である。例え移住した時点では生活支援サービスは不要としても、将来的に必要な場合に食事等の提供も可能となるような魅力ある受け皿がなければ安心して移住できないと考えられることから、現在の住所地特例を活用することで適切な対応が可能となる。

**⑦近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止**

第1次回答	近畿圏整備計画は、国策として国が責任をもって策定・推進していく必要があり、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について処理することが認められている関西広域連合に策定権限等を移譲するのは適切でない。
連合意見	広域連合は、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、国から直接権限を移譲されることも可能である。関西のことは、関西広域連合において自主的、主体的に考えており、それに国として積極的にサポートいただくべきと考える。
第2次回答	近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するもの。各区域の指定の範囲は、全国的な公平性の観点で国が責任を持って指定する必要がある。

**⑧複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲**

第1次回答	都市計画事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や各種都市施設の管理者との協議、各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない。
連合意見	関西広域連合は、地方自治法に基づき設立した安定的かつ総合的な行政主体で、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能であり、都市計画事務を執行するに相応しい団体である。
第2次回答	広域連合は、都道府県又は市町村の一部の事務のみを広域的に行うものであり、連合の解散・脱退も可能となっており、総合的な権能を持つ安定的な公共団体とは言えず、都市計画に関する事務の実施に支障を来す。

**⑨複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲**

第1次回答	洪水や土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととなる流域の保全を目的とする1～3号保安林の指定・解除の判断は、国の役割・責任に属する。広域連合が責任主体となる場合、関係府県の利害関係が相反する場合の調整が困難になることが想定。事務処理の簡素化のみの観点で議論することは適当でない。
連合意見	昨年度の提案募集で、1～3号保安林に関しても、都道府県に移譲することは可能となっている。保安林の指定・解除において、利害関係が相反することは想定されず、仮に生じたとしても、関西広域連合においてその調整は可能。事務処理の簡素化のみの観点ではなく、流域の安全・安心を守る主体として提案。
第2次回答	関係都府県の利害関係が相反する場合、広域的な公共の利益や利害の公平を確保する観点から、客観的に国が判断することが望ましい。国の解除審査での府県の調査内容を9割を超え補正しており、権限を移譲した場合、国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来すような事態が生ずることも懸念される。

⑩国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲

第1次 回答	国立公園は、国家的見地から環境大臣が指定し保護管理する制度で、国が一義的に責任を負うものである。許認可事務の執行は、一律の許可基準で運用すれば済むものではなく、全国的・国際的な見地から現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。
連 合 意 見	国が一義的に責任を負われることを否定するものではなく、軽微な地方環境事務所長権限に限って移譲を求めるもの。環境省において定めた許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、運用を地方公共団体が担うことは可能である。
第2次 回答	許可基準等を機械的に運用することでは国立公園の保護は図れず、現場に駐在する環境省職員が全国的・国際的な見地から、地域の現状と価値を評価し、風致景観への影響と公益性との比較衡量を適切に行う必要がある。

⑪国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲

第1次 回答	環境大臣が指定する国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。中央環境審議会等への説明責任も必要で、事務負担は軽減されない。現行制度は、公園計画決定は都道府県の申し出によることとされ、都道府県の主体性を尊重した仕組となっている。
連 合 意 見	策定主体は国であり、都道府県の主体性を尊重した仕組とはいえ、管理主体である都道府県に計画策定を委ね、環境省は、国の関係機関との調整、必要な助言で足りる。事務負担の軽減のみで提案しているものではなく、仕組自体が、地方の主体性、自主性を損なうもので見直すべきである。
第2次 回答	自然公園の指定は、単に優れているということだけでなく、優れた自然の保護、利用の増進を適切に図るべく指定するのであり、保護、利用の増進を図る上で根幹をなす公園計画は、指定する主体が責任を持って決定する必要がある。

⑫保険医療機関の指定・監督権限の移譲

第1次 回答	国民皆保険の理念のもと、医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っている国が、全国ベースで公的医療保険における診療を任せるにふさわしい医療機関の指定を行うものであることから、保険医療機関の監督も含めて全国統一的な観点から国の責任において実施すべき。
連 合 意 見	国による統一性の確保のための基準の設定及び専門的・技術的支援を行った上で広域連合で実施することが適切。医療法人の認可権限、病院の開設許可権限及び介護保険制度における保険事業者の指定・監督を地方が実施している状況を鑑みても保険医療機関の指定・監督権限を移譲すべきである。
第2次 回答	府県単位の医療提供体制の見直しは、医療法に基づく対応により行われているものであり、保険医療機関の指定権限を移譲することで可能になる蓋然性が不明。全国一律の医療保険制度で、その医療サービスを担う保険医療機関の指導及び監督に当たっては、全国一律の基準で行うべきであることから、仮に移譲したとしても、地域の実情に応じた医療と介護の提供体制の整備に資するものではない。

⑬大学設置認可に係る事務・権限の移譲

第1次 回答	大学設置認可では、地域で異なる運用がないよう一元的に審査して、大学の数、規模、配置等について妥当な状態を確保し、社会的・国際的な通用性を担保している。広域連合ではこの目的を達成できるとは考えにくい。また、地域貢献を認可の基準とすることはなじまない。
連 合 意 見	国による統一性を確保する審査基準の設定があれば、広域連合においても認可事務は可能。文科省の「大学の在り方検討会」でも、地域貢献が大学の重要な役割として期待されていると指摘されており、審査基準とすることは適当。

第2次 回答	地域で異なる運用がないよう、また適格性を備えた教員の配置などの定性的な基準の審査では高度専門的な知識・経験に基づく判断が求められるため、大学審議会で一元的に審査が行われていることから、設置認可の移譲は困難。
-----------	---

⑭地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲

第1次 回答	私立大学等経常費補助金は、大学の立地（都市、地方等）などの個別実情や、大都市への学生集中緩和等の政策目的に応じて、全国的な観点からの実態分析とそれに基づく配分を行っており、国等で一元的に行う必要がある。
連 合 意 見	国による全国的な観点からの配分の方針や基準の設定があれば、区域内の事情に精通した広域連合が効果的に実施することは可能。
第2次 回答	大都市圏への学生集中緩和等の政策目的に応じて、全国的な観点から当該区域内の実情に応じた判断が必要となるため、国等で一元的に配分する必要がある。

⑮地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲

第1次 回答	私立大学等経常費補助金は、大学の立地（都市、地方等）などの個別実情に応じて、全国的な観点からの実態分析とそれに基づく配分を行っており、国等で一元的に行う必要がある。
連 合 意 見	国による全国的な観点からの配分の方針や基準の設定があれば、区域内の事情に精通した広域連合が効果的に実施することは可能。
第2次 回答	大都市圏への学生集中緩和等の政策目的に応じて、全国的な観点から当該区域内の実情に応じた判断が必要となるため、国等で一元的に配分する必要がある。

⑯自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給

第1次 回答	国の用務の審査等を含む公用旅券発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであることから、一括して外務省が行うべきであって、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。
連 合 意 見	公用旅券の発給が国の用務に限定されていることが今日の状況にあわないのではないかと提案であることを理解願いたい。発給事務は、国による統一性を確保する審査基準の設定があれば、広域連合においても可能である。
第2次 回答	自治体職員が海外渡航を行う必要がある場合において、当該渡航が国の用務を目的とする場合には公用旅券の発給を受けることが可能であり、見直しの必要性は認められない。提案は旅券法制度の根本理念に変更を加えることになるものであり、公用旅券の発給事務を府県等の法定受託事務とすることはできない。

⑰特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲

第1次 回答	提案は、関西広域連合の処分の効力を広域連合域外にも及ぼすことができることが前提で、現在の広域連合の制度上、許容されるのか等の検討が必要。
連 合 意 見	提案実現に向け、広域連合制度の所管省庁とも調整のうえ、ご検討願いたい。
第2次 回答	同法の規定に基づく執行事務は、横断的観点からの法の企画立案（消費者保護、商取引一般の適正化の観点）と一体でなければならず、消費者庁による行政処分等の際し、経済産業局と密接に連携して取り組むことが必要である。なお、地方自治法上、広域連合が行う処分が一般的に全国に及ぶこととされていない。

3. 今後のスケジュール

10月上旬～11月中旬 事務折衝、政務折衝  
12月中旬 閣議で対応方針決定

No. 1	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し
求める措置の 具体的内容	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。</p> <p>現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。</p> <p>具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。</p>
所管府省から の第1次回答 (国土交通省)	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画（9条）については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。</p> <p>さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基</p>

	<p>本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。</p> <p>事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。</p>
府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>土地利用基本計画制度の見直しに当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえ、不必要な国の関与はなくし、意義のあるものとしていただきたい。</p> <p>なお、都道府県に意見を聞く際には、提案募集から見直しが進められていることから、土地利用担当部局のみならず、地方分権担当課の意見も聞くように配慮願いたい。</p>
所管府省からの第2次回答 (国土交通省)	<p>第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画（9条）については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。</p> <p>具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議（事前協議）も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。</p> <p>また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出ししており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している（一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定）。</p> <p>なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。</p> <p>さらに、本年8月に改定された国土利用計画（全国計画）も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。</p>
分野事務局	本部事務局（国出先機関対策PT）

No. 2	広域連合における地方版総合戦略の策定等
求める措置の 具体的内容	<p>関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。</p>
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することとされているが、関西広域連合のように地方創生に取り組む広域行政組織についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西においては、府県域を越える唯一の広域連合（特別地方公共団体）である関西広域連合があり、関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいるところである。また、関西広域連合では、「関西圏域の展望研究会」を設置し、災害に強い国土形成の観点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを実感できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した取組についての研究を行っている。</p> <p>訪日外国人誘客にむけた広域観光振興の取組、関西における広域的・戦略的な産業振興、農林水産業振興の取組、広域ドクターヘリの運航、広域的な再生可能エネルギーの拡大・低炭素社会づくりの推進の取組など、府県域を越えた広域行政について具体的に取組を進めている関西広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。</p>
所管府省から の第1次回答 (内閣官房)	<p>提案を踏まえ、地方創生の深化のためには地域連携が重要であることから、まち・ひと・しごと創生に関する事務を処理する広域連合がまち・ひと・しごと創生法上の地方版総合戦略の策定主体となれるよう検討する。なお、「新型交付金」については、その制度につき検討中の段階であり、現時点では回答は困難。</p>
府省の回答に 対する関西広 域連合の意見	<p>関西広域連合としては可能な限り早期に地方版総合戦略の策定作業に着手したいと考えていることから、広域連合の取組とその実績について十分ご理解いただき、広域連合が地方版総合戦略の策定主体となれるよう速やかに検討願いたい。また、「新型交付金」について検討中の段階であることは理解するが、その交付対象とするとともに、少なくとも都道府県と同様の取扱いとなるよう検討をお願いしたい。</p>



<b>所管府省から の第2次回答 (内閣官房)</b>	御提案を踏まえ、引き続き検討を進める。 なお、具体の事例に沿った説明を行っていく必要があるため、検討に当たって御協力願いたい。
<b>分野事務局</b>	本部事務局（計画課、国出先機関対策PT）

No. 3	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ
求める措置の 具体的内容	<p>大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)</p> <p>しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする考え。」との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものとする考えが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。</p> <p>また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。</p>
所管府省からの第1次回答 (内閣府・厚生労働省)	<p>(内閣府) 災害救助法第7条の従事命令については、強制権を伴う行政措置として規定されているものであり、同法施行令第4条においてその対象の職種を限定しているものである。その具体的範囲については、それぞれの関係法令等で定められていることから、関係省庁における判断が必要であり、ご指摘の大規模災害発生時の従事命令対象の医師に外国人医師を含めるか否かについては、所管省庁において検討されるものとする。</p>

	<p>(厚生労働省) 医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、医師法第2条及び第17条の規定により、外国の医師資格を有する者であっても、日本の医師免許を有していなければ、日本で医療行為を行うことは認められていない。しかし、東日本大震災は、医師法が想定していない緊急事態であり、外国の医師資格を有する者のご支援を受けて医療を提供するため、阪神・淡路大震災の例を踏まえ、外国の医師資格を有する者が被災者に対して必要最小限の医療行為を行ったとしても、医師法違反の違法性が阻却される旨の通知（平成23年3月14日厚生労働省医政局医事課長事務連絡）を発出した。今後、ご指摘を踏まえ、どのような対応ができるか検討していく。</p> <p>医療通訳の提供については、地方自治体・NPO等が、訪日外国人及び在住外国人の人数や使用言語といった地域の実情に応じた通訳派遣を行っており、また、地域によっては医療現場における医療通訳の利用が限定的であり、利用状況に対して医療通訳者数が多い自治体もあると承知している。こうしたことから、厚生労働省では、現場のニーズに応じて医療通訳が適切に提供される環境整備がより重要と考え、医療通訳を配置して周辺病院との連携を行う拠点病院に対する支援や外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の普及に対する支援事業を進めている。地方自治体におかれては、上記のように国が進める医療機関の環境整備や地域の実情を踏まえつつ医療通訳の提供体制について検討していただきたいと考える。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>東日本大震災時においては発災後3日目に厚生労働省医政局から通知が発出され、外国人医師の被災地での医療活動が可能になったものの、最も早く被災地入りした外国政府の医療チームでも、医療活動の開始は発災から18日後の3月29日であった。</p> <p>また、受入についても30カ国以上から医療支援の申し込みがあったにもかかわらず、調整に手間取りイスラエル、ヨルダン、タイ、フィリピンの4カ国にとどまっている。</p> <p>こうしたことから、30年以内に70%程度の確率で発生するといわれている「南海トラフ巨大地震」等大規模災害に備え、災害発生時に速やかに医療救護活動を提供できるよう、事前の法的措置や都道府県知事の権限強化が早急に必要であると考えており、関係法令の見直しについて速やかに行っていただきたい。</p> <p>加えて、外国人医師の受入に不可欠な医療通訳の確保について、地域の実情を踏まえた医療通訳の提供体制を構築できるよう、国が責任を持って、人材育成も含めた支援策について講じていただきたい。</p>

所管府省から  
の第2次回答  
(内閣府・厚生  
労働省)

(内閣府) 災害救助法第7条による医師に対する従事命令については、あらかじめ編成しておいた救護班等による医療の提供だけでは十分ではない場合等に、地域の医師に応急救助としての医療への協力を求めて拒否された際に、公用令書という書面をもって強制的に応急救助に従事させる権限を、都道府県知事に、最後の手段として付与しているものであることから、大規模災害発生時における外国からの医療チーム受入れのような災害時における医療分野の国際協力に関することについては、自発的な協力であり、強制権を伴う行政措置としての従事命令には該当しないため、災害救助法第7条に関する事案ではない。

なお、大規模災害発生時における国内の医療提供の在り方については、所管省庁において検討されるものとする。

(厚生労働省) 第一次回答でもお答えしたとおり、災害発生時の速やかな医療救護活動の提供の在り方については、関係府省庁とも連携しつつ、どのような対応が可能であるのか検討してまいりたい。

また、医療通訳の確保について、厚生労働省では医療通訳の育成のための標準的なカリキュラムを作成し、平成26年9月に公表するとともに、平成26年度から医療機関における医療通訳配置支援を実施しているところ。引き続き、医療提供時の言語コミュニケーションが円滑に行われるよう支援策を講じていく。

分野事務局

広域医療局

No. 4	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和（空家の有効活用）
求める措置の 具体的内容	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版CCRCの検討が進められている。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリアフリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所（サービス提供拠点）について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリアフリー化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。</p> <p>こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。</p>
所管府省から の第1次回答 (厚生労働省 ・国土交通省)	<p>本提案内容は、サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所を、地域の実態に即して、建物だけではなく車で移動する場合も認めるべきというものである。</p> <p>国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。</p>
府省の回答に 対する関西広 域連合の意見	<p>高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することが可能ということは理解するが、各地方公共団体の完全に自由な裁量により緩和することができると考えてよいか。（例えば、一つの市町村全体を包含するような距離を設定するなど事実上国が定めた距離要件を撤</p>

	<p>廃するような規定も可能なのか。)</p> <p>仮に可能とする場合には、国が一律に距離基準を定める意義はなくなるが、これに対し国が「望ましい基準」などを示し、地方の裁量の範囲を限定するようなことがないよう、責任ある回答を求めたい。</p>
<p>所管府省からの 第2次回答 (厚生労働省 ・国土交通省)</p>	<p>第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である(高齢者住まい法施行規則第15条第1項)。</p> <p>ただし、当該基準の緩和を行う場合については、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることにご留意いただきたい。</p> <p>(「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」(平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号))。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局(国出先機関対策PT)、徳島県</p>

No. 5	大規模災害における広域連合の代行
求める措置の 具体的内容	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定める関西広域応援・受援実施要綱を作成している。</p> <p>南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受けることが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。</p> <p>こうした状況のなかで、構成団体で府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な支援を行えるよう、以下の点について災害対応法制を見直す必要がある。</p> <p>災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行できる規定とすることを求める。</p> <p>なお、東日本大震災において、関西広域連合は現地本部の情報をもとに避難者の受入を表明し、関西における受入調整・環境整備を行った実績があり、国と同等の事務執行が可能であるため、国が行う代行を関西広域連合が行っても支障は生じない。また、これまでの実績により調整をスムーズに行うことが可能であると考えている。</p>
所管府省から の第1次回答 (内閣府)	<p>災害対策基本法第86条の13は、市町村長が実施すべき広域一時滞在(同一都道府県内)の協議等及び都道府県知事が実施すべき都道府県外広域一時滞在の協議等について、内閣総理大臣に代行義務を課すものであるが、当該規定があることによって、関西広域連合が被災した構成府県に対して行う広域避難の調整に係る支援を妨げるものではない。このため、ご提案の内容は、既存の法制度において対応が可能である。</p> <p>実際、貴連合におかれては、「関西防災・減災プラン」及びこれに基づく</p>

	<p>「関西広域応援・受援実施要項」を策定し、大規模災害時に、関西圏域内の府県が甚大な被害を被ることで機能不全に陥った場合、被災府県からの要請がなくとも、関西広域連合において応援体制を確立し、応援調整に必要な人員を確保して応援・受援の調整を行うと承知している。また、ご提案の広域避難に関しても、被災者受入県との調整や、受入可能県における受入可能施設・人員・期間等を取りまとめた広域避難計画を作成など、広域避難の受入調整を実施する旨承知している。これらの取組は、大規模災害時における広域避難に非常に資するものと考えられ、引き続き積極的に取り組まれない。</p>
府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>今回提示された内閣府の見解に基づき、関西広域連合においては大規模災害時の広域避難の調整、支援に取り組むこととしたい。</p>
所管府省からの第2次回答 (内閣府)	<p>—</p>
分野事務局	<p>広域防災局</p>



No. 6	介護保険における住所地特例の適用対象の拡大
求める措置の 具体的内容	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合に、必須サービス（安否確認・生活相談）のみの場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>人口減少克服・地方創生に向け、進学や就職で首都圏に出て行った、ゆかりのある高齢者の里帰りを促進するため、「住所地特例制度」の適用対象を拡大することを求める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が</li> <li>・実家等（サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等）へ里帰りする場合に</li> <li>・必須サービス（安否確認・生活相談）のみの場合も「住所地特例制度」の対象とする。</li> </ul> <p>※住所地特例が認められるサ高住 必須のサービス+食事提供や入浴介助等のサービス</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>首都圏では、まだまだ高齢者が増加するが、施設整備が十分でないため、大量の待機者が発生する見込みであり、新規建設をすると膨大なコストが発生する。一方、出身地では、将来的には介護余力の発生が見込まれる。また、首都圏と比較し介護従事者の割合が高く、雇用の受け皿として重要であるが、このままでは、介護従事者の職が失われ、人口流出が加速するおそれがある。そこで、首都圏に在住するゆかりのある高齢者の出身地への里帰りを促進し、介護余力の生じる出身地の施設を有効活用することにより、首都圏での新規建設を抑えることができ、全国トータルで建設コストの節減が可能となる。</p> <p>加えて、出身地の介護需要が維持され、若者をはじめとする介護従事者の雇用の場が確保され、地域振興とともに地域経済の活性化に寄与する。さらには都会に住む高齢者が、医療・介護資源が充実し自然豊かで食べ物おいしい出身地でゆとりある生活を送ることができ、都会の高齢者に潤いをもたらす。</p>
所管府省から の第1次回答 (厚生労働省)	<p>高齢化が相当進展している地方においては、今後高齢者人口自体の減少が見込まれることから、特養等施設の空きが生じる地域もあると考える。</p> <p>そのため、都市部に居住していた高齢者の里帰りを促進することも一つの対応策であることは理解する。ただし、先般の地方移住の促進という民間提案に対して、様々な反発があったように、それは強制ではなく、また財源あ</p>

	<p>りきの発想ではなく、あくまでも高齢者本人が希望する場合に実現するべきもの。高齢者本人が里帰りを希望するようにするためには、住所地特例が適用されるかどうかは本人にとっては関係がなく、むしろ魅力ある地方の受け皿の整備が重要。</p> <p>現在内閣府で検討が進められている日本版CCRC構想が有力な受け皿になると考える。同構想において提供する住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅」も基礎として検討することとされており、安否確認・生活相談に加えて食事の提供や介護の提供、家事の供与、健康管理の供与のいずれかを実施するものであれば、介護保険法上の住所地特例を適用することが可能となるものであることから、積極的にこの活用を図ることで、適切な対応が可能となると考える。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>高齢者の地方移住は、当然に本人の希望に基づき行われるべきものであり、例えば広域連合の構成団体の徳島県では、ゆかりのある東京圏在住の方に、ご本人の希望に基づき、自然豊かな徳島でゆとりある生活を過ごしていただくことを目的として「ゆかりの高齢者の里帰り」を推進している。</p> <p>財源ありきの発想ではなく、地域特性を活かした魅力的な受け皿づくりを推進すべきと考えており、受入体制や環境整備に大きな役割を果たすのは市町村である。</p> <p>しかしながら、多くの市町村は将来の介護費用の負担増大を懸念し、受け皿整備や移住促進に積極的に取り組むことができない状況にある。こうした市町村の懸念を払拭しない限り、日本版CCRC構想の推進は困難である。</p> <p>食事や介護等のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅には住所地特例が適用されるが、そうしたサービスに係るコストは結果的に利用者の負担増を招く。</p> <p>一方、日本版CCRC構想では、高齢者が元気なうちに本人の希望に基づき地方に移り住むことを想定しており、そうした方には食事や介護の提供等の任意サービスは不要であると考えられ、ニーズのないサービスに係る提供体制を整備する必要性は乏しい。</p> <p>また、徳島への里帰りに関する意識調査では、85.9%の方が、移住先の住居として実家等の一般住宅を希望しており、空き家となっている実家等を活用し、必須サービス（安否確認・生活相談）のみを提供する低コストな「戸建て分散型サービス付き高齢者向け住宅」は高齢者のニーズにも合致する。</p> <p>こうしたことから、必須サービスのみを提供するものについても「住所地特例」を適用することで市町村や事業者の積極的な取組が期待できるなど、その意義はあると考えている。</p>

所管府省から  
の第2次回答  
(厚生労働省)

サービス付き高齢者向け住宅について、例えば現在は食事の提供をしていなくても、将来において食事の提供を行うことを取り決めている場合には、有料老人ホームに該当し、現在でも住所地特例の対象である。

高齢者が移住を希望するに当たっては、例え移住した時点では生活支援サービスは不要であるとしても、将来的に必要となる場合には食事等の提供も可能となるような魅力ある受け皿がなければ安心して移住できないと考えられることから、現在の住所地特例を活用することで適切な対応が可能となると考えている。

なお、調整交付金に関し、モデル的にシミュレーションしたところ、高齢者人口の割合が異なっても、負担する保険料額は概ね一定となることとなっている。

また、徳島県と徳島県のある基礎自治体をもとに、移住があった場合と無かった場合について将来の第1号保険料の推移についてシミュレーションした結果によれば、徳島県では移住があった場合と無かった場合とでは第1号保険料に大きな違いは無い。また、ある基礎自治体については、次期制度改正に向け検討している調整交付金の配分方法の見直しにより、2035年(移住者が85歳になることを想定)以降も含めて、移住した場合の方が移住の無い場合よりほぼ低くなる見込みである。

さらに、都道府県、市町村の負担金については、地方交付税措置の基準財政需要額の算定において、サービス受給者数が増加すれば需要額も増加する仕組みとなっている。

以上を踏まえると、移住した場合についても第1号保険料、地方負担分ともに適切な財政措置がなされと考えており、住所地特例の拡大については、全国市長会等により懸念が示されているとおり、保険者の事務負担が増加することとなる(ご提案の適用対象となる移動を特定する場合も同様に、特定し管理する事務負担が増加することとなる)ことから、移住元の市町村の理解が得られるとは考えられず、上記の財政措置による対応が適当と考える。

分野事務局

本部事務局(国出先機関対策PT)、徳島県

No. 7	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止
求める措置の 具体的内容	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p><b>【制度改正の必要性】</b> 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を聴くこととはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して決定・指定することとなっており、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければいけない。</p> <p>関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の実情に応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。</p> <p><b>【制度改正による効果】</b> 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。</p> <p>近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。</p> <p><b>【懸念の解消】</b> 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考えている。</p>
所管府省から の第1次回答 (国土交通省)	<p>近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために策定される計画である。本計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。</p> <p>近畿圏整備計画の策定に当たっては、地方公共団体の意向を反映させるため、国土交通大臣が、関係府県、関係指定都市の意見を聴き、意見の申出を受けたときは、遅延なくこれに回答するとともに、適切な考慮を払わなけれ</p>

ばならないとされている。地方公共団体の意思を反映することは、現行制度においても可能である。

近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域は、整備計画と同様に首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として、国が責任を持って指定する必要がある。各区域に関連した法制度、税財政措置が多数存在していることから、各区域の指定権限を移譲すれば、税財政措置の優遇等を受けられる地域を自由に定められる等、他の圏域との公平性が担保されなくなるとともに、制度の政策目的が阻害されることも懸念される。

建設計画の国同意については、第3次勧告（平成21年10月7日）に基づく、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）第百十一条において、政府として整理済みであり、その後の状況変化は認められない。

全体を通じ、関西広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について処理することが認められているものであり、国策として策定する近畿圏整備計画の策定権限等を移譲するのは適切でない。さらに、近畿圏整備法における近畿圏とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県であり、このうち、福井県、三重県、奈良県については関西広域連合に含まれていない。

府省の回答に対する関西広域連合の意見

関西のことを考え、国として責任をもって取り組んでいただいていることについては敬意を表するが、関西のことは、我々関西広域連合において自主的、主体的に考えており、それについて、国として積極的にサポートしていただく、それが地方創生時代のあり方と考える。

地方公共団体の意思を反映することは現行制度で可能と言われるが、策定主体が国で、国主導での計画となり東京一極集中が是正されなくなっているのではないかと。また、区域指定についても、公平性の担保、制度の政策目的の阻害を指摘されているが、提案にも記載のとおり、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考えます。

第3次勧告により建設計画の国同意は整理済みとされるが、関西広域連合は第3次勧告後に設立（H22.12）しており、当該事務の移譲の受け皿ができ状況は変化している。なお、広域連合は、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。また、福井県、三重県についても、連携県として調整は十分可能である（奈良県はH27.12加入予定）。そもそもエリアについては、地方整備局に合わされているだけでそれほどの意味がなく、見直しも可能と考える。

<p>所管府省から の第2次回答 (国土交通省)</p>	<p>近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶ我が国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として策定される計画である。本計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国策として進められている東京一極集中の是正も踏まえ、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。</p> <p>各区域の指定については、事前協議では均衡が図られない。例えば近畿圏の近郊整備区域・都市開発区域内では、工業団地造成を都市計画事業として行うことができるが、これは我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の建設と秩序ある発展のために、首都圏の近郊整備地帯・都市開発区域と並び当該区域のみに認められた措置である。このような区域が全国的な公平性の観点でどの範囲であるべきかについては、事前協議ではなく国が責任を持って指定する必要がある。</p> <p>建設計画について、関西広域連合の設立が第3次勧告以降であり、当該事務の受け皿になり得るとのことだが、本提案では、建設計画について権限移譲の提案はなされていない。関西広域連合の設立が、本提案に関する第3次勧告以降の状況変化とは認められない。</p> <p>近畿圏整備法において、近畿圏は昭和38年の法制定当時から福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県と限定列挙され定義されており、地方整備局に合わせて決定しているものではない。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（国出先機関対策PT）</p>

No. 8	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲
求める措置の 具体的内容	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p><b>【制度改正の必要性】</b></p> <p>土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直していくべきである。</p> <p>都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。</p> <p>しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。</p> <p>したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>なお、府県境を越えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例が府県境を越えて開発され発展することも想定されうる。</p> <p>本権限が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。</p> <p><b>【懸念の解消】</b></p> <p>区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。</p>
所管府省から の第1次回答 (国土交通省)	<p>都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、都市全体を見渡してあらゆる土地利用を一元的に規制し、都市における広範でかつ複雑多岐な権利関係の調整、各種行政との調整を図るべき総合性を有するものである。</p> <p>このため、都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまないと考えている。</p> <p>都市計画を決定すべき場である都市計画区域に関する事務についても同</p>

	<p>様であり、広域連合が処理する事務にはなじまず、都市計画事務を執行する都道府県及び国土交通大臣が担う必要がある。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>関西広域連合は、地方自治法第 284 条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため」設立した、安定的かつ総合的な行政主体である。一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化、産業、医療、環境などの各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能であり、「広域連合が処理する事務にはなじまない」と言われる根拠が不明である。</p> <p>府県と政令指定都市で構成する地方公共団体である関西広域連合は、都道府県と同様、都市計画事務を執行するに相応しい団体である。関西広域連合において処理するのが問題であると考えるのであれば、その支障事例を示していただきたい。</p>
<p>所管府省からの第2次回答 (国土交通省)</p>	<p>広域連合は、都道府県又は市町村の存在を前提として一部の事務のみを広域的に行うものであり、都道府県又は市町村の業務が全て移管されているものではなく、連合の解散・脱退も総務大臣等の許可を得て可能となっている。</p> <p>このため、広域連合は総合的な権能を持つ安定的な公共団体とは言えず、各般の行政分野にわたる具体的な調整・協議を行うことが制度上予定されている都市計画に関する事務の実施に支障を来すものと考えられるため、当該事務は関西広域連合が処理する事務にはなじまないものである。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（国出先機関対策PT）</p>



No. 9	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲
求める措置の 具体的内容	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p><b>【制度改正の必要性】</b> 地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（水循環基本法第5条）従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係る民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能である。</p> <p><b>【支障事例】</b> 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣（林野庁）が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間（指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も）、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。</p> <p><b>【懸念の解消】</b> 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大蔵省と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。</p>
所管府省から の第1次回答 (農林水産省)	<p>保安林制度は、水源の涵養や災害の防止等の公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業を確保することをもって土砂災害や水害等に備えるものであり、国民の安全・安心を守る重要な社会的規制である。</p> <p>急峻で脆弱な地質を有する狭隘な国土に稠密な経済社会構造が発達する我が国において、国土を保全し、国民の生命・財産と経済活動の基礎を保障することは国の根幹的な責務であることに鑑みると、洪水や土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととなる流域の保全を目的とする1～3号保安林の指定・解除の判断は、国の役割・責任に属するものである。</p> <p>特に、重要流域に関しては、</p> <p>① 流域内に多くの人口を抱えるなど、洪水や土砂災害等が発生した場合に想定される国民の生命・財産の被害が大きく、これらの防止が国家的な見地から重要であること</p>

② 流域内に高度なインフラ施設等が存在するなど、一地方の経済にとどまらず、国民経済上重要であること

等から、当該流域内に存する1～3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら担うべきものとして、国の直接執行事務と位置づけているものである。

また、1～3号の保安林に関しては、4号以下の保安林と異なり、その指定・解除の影響は、広域的範囲に及ぶ。

複数府県にまたがる流域の保全において広域連合が責任主体となる場合、その権限が及ぶ区域には制約があるほか、関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりうる現状の中では、相互の調整が困難になることが想定される。また、洪水や土砂災害が広範囲で発生した場合、広域連合だけでは対応できず、国による対応が必要となることとなる。

このような事情を踏まえれば、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じている状況にあることを考慮すると、事務処理の簡素化のみの観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適当でない。

府省の回答に対する関西広域連合の意見

提案にも記載のとおり、地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有」しており、流域の保全は国だけで担うべきものではない。

また、昨年度の提案募集において、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」と最終調整されたところであり、1～3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することは可能となっている。

「関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりうる」ことを懸念されるが、そもそも保安林の指定・解除においてそのような案件が起こりうることを想定されず、想定されうる事案はどのような場合があるのか、お示しいただきたい。また、仮に相反する案件が生じたとしても、関西広域連合においては、構成府県市の合意に基づき指定・解除することとなることから、仮にある県が反対されれば解除しないこととなり、ご懸念には及ばない。従って、関西広域連合においてその調整は可能であり、逆に国であるから調整が可能であるとは限らない。

提案は、事務処理の簡素化のみの観点から行っているものではなく、国とともに流域の安全・安心を守る主体として、自主的・主体的に実施する責務があることから、提案しているものである。

<p>所管府省から の第2次回答 (農林水産省)</p>	<p>上流域における大規模開発や廃棄物処分場等の迷惑施設の建設など、流域管理に影響を与える開発により、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務の複雑化・長期化が予想される。このため、広域的な公共の利益や当事者間の利害の公平を確保する観点から、客観的に国が判断することが望ましいと考える。</p> <p>大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要している。広域連合や都道府県に権限を委譲した場合、審査が不十分なまま保安林指定が解除され、国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来すような事態が生ずることも懸念される。</p> <p>なお、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が調った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとしている。</p> <p>保安林の解除については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じていることを基本的に認識すべきであり、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、慎重な運用が求められていることから、現行の役割分担が適切と考える。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（国出先機関対策PT）</p>

No. 10	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲
求める措置の 具体的内容	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p><b>【制度改正の必要性】</b></p> <p>国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。</p> <p>このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等（地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。）については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあっては、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p><b>【懸念の解消・制度改正による効果】</b></p> <p>国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。</p> <p><b>【支障事例】</b></p> <p>法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。</p>
所管府省から の第1次回答 (環境省)	<p><b>【回答】</b></p> <p>提案の実現は困難であると考える。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判</p>

	<p>断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&amp;バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。また、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準からの逸脱につながってしまう。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>提案でも述べているとおり、国立公園の保護管理について、国が一義的に責任を負われることを否定するものではなく、軽微な地方環境事務所長権限に限って移譲を求めるものである。したがって、国立公園のすべての管理を求めているものではない。</p> <p>特に、軽微な地方環境事務所長権限の案件については、開発と保護のチェック&amp;バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理する方が、地方環境事務所長が担うよりも、保護と利用の適切な推進に資すると考える。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、許可基準を作って運用すれば済むものではないと言われるが、環境省において「国立公園の許可、届出等の取扱要領」を定め、「国立公園管理計画の風致景観の管理に関する事項の許可、届出等取扱方針」や「自然公園法の行為許可の基準の細部解釈及び運用方法について」による許可に関する審査基準が規定されている。これらの基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、運用を地方公共団体が担うことは可能である。仮に、地方公共団体が担うことができない、と言われるのであれば、具体的に地方公共団体が担うことができないような地方環境事務所長権限の事例を例示願いたい。</p>
<p>所管府省からの第2次回答 (環境省)</p>	<p>第1次回答のとおり、国立公園の管理は、現場に駐在する環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。ご指摘の要領・通知類は、事務の取扱や許可基準の細部解釈について統一すべき事項を整理したものであるが、許可基準やこれら要領通知類を機械的に運用することでは国立公園の保護は図れず、現場に駐在する環境省職員が全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、風致景観への影響と公益性との比較衡量を適切</p>

	<p>に行う必要がある。</p> <p>地方環境事務所は、国の環境政策の企画立案に必要な地域の情報の収集及び地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策の展開を図るために設置され、自然公園法の許可権限の相当部分が地方環境事務所長に委任されている。IUCNが定めた国立公園の定義においても「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、全国的・国際的な見地から、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行い、環境省が一体として国立公園を管理する必要がある。</p>
<p><b>分野事務局</b></p>	<p>山陰海岸世界ジオパーク推進担当</p>

No. 11	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲
求める措置の 具体的内容	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を 求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p><b>【制度改正の必要性】</b></p> <p>国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関係府県の調整により国定公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>そもそも、国立公園及び国定公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国定公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。</p> <p><b>【支障事例】</b></p> <p>兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出（平成17年8月19日）、決定（平成18年8月1日）まで約2年近く要している。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置の利用（施設）計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。</p> <p><b>【懸念の解消】</b></p> <p>自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。</p>
所管府省から の第1次回答 (環境省)	<p><b>【回答】</b></p> <p>提案の実現は困難であると考えます。</p> <p><b>【理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度では、国立公園の公園計画決定は都道府県の申し出によることとなっており、都道府県の主体性を尊重している仕組となっている。そのため、国立公園の公園計画は地域のニーズや特性が反映されているものと考えている。</li> <li>・ 資料作成・調査などの事務負担が指摘されているものの、関係行政機関、中央環境審議会等への説明責任として必要な事務であり、いずれにせよ、これらの事務は発生することから、当該事務負担は軽減されるとは言えず、制度改正の効果が具体的に示されていないと考えている。</li> <li>・ 挙げられている支障事例は10年近く前のものであり、かつ、何に支障を来したのか具体的に示されていない。近年では、申し出から決定まで半年程度で処理されており、当該支障は解消されているものと認識している。</li> </ul>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>国立公園は、環境大臣が指定する公園ではあるが、国立公園とは異なり、都道府県が管理していることから、公園計画の策定は管理主体に委ね、環境省は、地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整したうえで、必要な助言（同意を要しない協議）をすれば足りる。それにより、管理主体の自主性が尊重され、円滑な管理運営が実施され则认为。</p> <p>現行制度は、都道府県の申し出による策定となり、「都道府県の主体性を尊重している仕組」と言われるが、そもそも策定主体が国であり、申し出どおり策定されている訳ではない。それを主体性を尊重している仕組とは到底言えない。仮に、申し出どおり策定されているのであれば、移譲しても何ら問題のないものである。</p> <p>また、中央環境審議会への説明責任を言われているが、専門家への意見聴取は、地方公共団体において審議会を設置し、対応することが可能である。</p> <p>いずれにしても、事務負担の軽減のみで提案しているものではなく、国の策定した計画に基づき地方が管理する仕組自体が、地方の主体性、自主性を損なうものとなっていることから、見直すべきと主張するものである。</p>
<p>所管府省からの第2次回答 (環境省)</p>	<p><b>【回答】</b> 提案の実現は困難であるとする。</p> <p><b>【理由】</b> 国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であり、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園である。</p> <p>公園計画は、自然公園法の目的である優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を図る上で根幹をなすものである。</p> <p>自然公園の指定は、単にその地域が優れた自然の風景地であるということだけで指定するのではなく、当該優れた自然の保護及び利用の増進を適切に図るべく指定するのであり、かかる保護及び利用の増進を図る上で根幹をな</p>



	すものである公園計画は、自然公園を指定する主体が責任を持って決定する必要がある。
分野事務局	広域環境保全局

No. 12	保険医療機関の指定・監督権限の移譲
求める措置の 具体的内容	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。</p> <p>医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。</p> <p>広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。</p> <p>また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>

<p>所管府省からの第1次回答 (厚生労働省)</p>	<p>保険医療機関の指定については、医療提供体制の不足地域における体制の確保のために行うものではなく、国民皆保険の理念のもと、医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っている国が、全国ベースで公的医療保険における診療を任せるにふさわしい医療機関の指定を行うものであることから、保険医療機関の監督も含めて全国統一的な観点から国の責任において実施すべきものである。</p> <p>したがって、地域ごとの個々の特殊性や事情に応じて実施することは、かえって地域ごとの医療格差を生じさせ、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうおそれがあることから、都道府県に移譲することはできないと考えている。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>現在、地域医療構想により医療提供体制の見直しが進められており、都道府県が主体となって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病床機能報告制度を創設</li> <li>○都道府県は、地域医療構想を策定し、病床の機能分化・連携を推進</li> <li>○将来の医療需要や各医療機能の必要量についてデータ分析の検討</li> </ul> <p>など、医療費の適正化を図っていくことが求められている。</p> <p>また、平成30年度からは市町村国保を都道府県を中心にした運営体制に移行することが柱である医療制度改革法が成立したところである。</p> <p>こうした中、地方において2025年を見据え、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められているところであるが、高齢化のさらなる進展と人口減少という大きな人口構造の変化に伴い、保健医療のニーズが増加・多様化する中で、地域によってその課題は大きく異なることから、都道府県が地域の医療機関等と一体となり、地域の実情や課題に応じた医療と介護の提供体制の整備に係る責任を果たすために、必要な権限を求めるものである。</p> <p>また、一部の地域においては保険医療機関の指導監督が十分にできていないとの指摘もあったことから、国による統一性の確保のための基準の設定及び専門的・技術的支援を行った上で広域連合で実施することが適切であると考えている。</p> <p>加えて、医療法人の認可権限、病院の開設許可権限及び介護保険制度における保険事業者の指定・監督を、現在は地方が実施している状況から鑑みて、医療保険について地域加算等の決定権限等診療報酬の決定権限の一部を関西広域連合に移譲するとともに、保険医療機関の指定・監督権限の移譲についても併せて求めるものである。</p>
<p>所管府省からの第2次回答 (厚生労働省)</p>	<p>そもそも、御指摘の都道府県単位の医療提供体制の見直しについては、医療法に基づく対応により行われているものであり、保険医療機関の指定権限を移譲することによって可能になる蓋然性が不明である。</p> <p>これは、保険医療機関の指定が、医療法に基づき保健所に病院・診療所の届出を行った医療機関について、保険医療機関として著しく不相当と認めら</p>

	<p>れない限り認められるものであることから明らかである。</p> <p>また、全国一律の医療保険制度において、その医療サービスを担う保険医療機関の指導及び監督に当たっては、全国一律の基準で行うべきであることから、仮に都道府県に移譲したとしても、地域の実情に応じた医療と介護の提供体制の整備に資するものではないと考えている。</p>
<p><b>分野事務局</b></p>	<p>広域医療局、本部事務局（国出先機関対策PT）</p>

No. 13	大学設置認可に係る事務・権限の移譲
求める措置の 具体的内容	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加するとともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認可権限の移譲を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p><b>【基本的な考え方】</b></p> <p>大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加するとともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学（サテライト校、連携大学院などを含む。）に関する設置認可の権限を広域連合に移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。</p> <p><b>【制度改正の必要性】</b></p> <p>地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域のニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。</p> <p>東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学の新規設置・充実が不可欠である。地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の实情に精通した広域連合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。</p> <p><b>【支障事例】</b></p> <p>認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日程の相談となるため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。</p>
所管府省から の第1次回答 (文部科学省)	<p>設置認可制度は、大学等を設置する前に教育課程、教員組織及び施設設備などについて、大学設置基準等の法令に適合しているか大学設置・学校法人審議会が審査をし、当該審査の結果を踏まえて文部科学大臣が認可するものである。公私立大学の設置・廃止等について文部科学大臣が認可権者とされている目的は、大学として普遍的に求められる最低限の要件である大学設置基準を満たしているか否かの審査について、地域によって異なる運用がなされることのないよう一元的に審査するとともに、国全体の立場から、その数、規模、配置等について妥当な状態を確保し、我が国の大学の社会的・国際的</p>

	<p>な通用性を担保することにある。そのため、広域連合が公私立大学の設置認可をする場合、前述のような目的を達成できるとは考えにくい。</p> <p>なお、前述のとおり、大学設置基準はすべての大学に求められる最低限の要件であり、各大学はそれぞれの特色を活かし、地域貢献を目指すもの、世界的な研究拠点を目指すものなど自主的・自律的に判断していくことが望ましいことから、地域貢献を認可の基準とすることはなじまない。</p> <p>支障事例にある認可申請をする前の相談は、あくまでも大学の求めによって行われるものであり、義務ではない。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>文部科学大臣が認可権者とされている目的が、一元的な審査、国全体の立場からの数・規模・配置等の妥当な状態の確保、大学の社会的・国際的な通用性の担保とされているが、国による統一性を確保する審査基準の設定があれば、広域連合においても認可事務は可能であり、当該目的が阻害されるものではない。</p> <p>文部科学省の大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会の報告（平成25年2月4日）において、大学は、人材の育成と、世界的な研究成果やイノベーションの創出などにより社会の発展を推進する重要な役割を担っていると同時に、地域貢献に積極的に取り組むことも大学の重要な役割として期待されている、と記述されているように、地域貢献が幅広く大学に期待される役割の一つであると考えられるため、審査基準に盛り込まれることは適当である。</p> <p>事前の相談は義務ではないが、実際は多くの申請予定者に利用されており、事前相談の結果により認可事項か届出事項かの判断などが示されるなど、実質的に事前相談と本申請が一体として運用されているものとする。</p>
<p>所管府省からの第2次回答 (文部科学省)</p>	<p><b>【設置認可権限】</b></p> <p>グローバル化の進展に伴い、国際的な競争が激化する中で、我が国の大学が国際的に通用する「学位」を授与する機関としてふさわしい「質」を有していることについて、国が責任を持つことが必要である。大学の質保証の一端を担う設置認可制度は、大学として普遍的に求められる最低限の要件である大学設置基準を満たしているか否かの審査を行うことを旨としており、当該設置基準には、定量的なものだけでなく、教育理念・目的の達成のために必要な科目が開設され体系的に教育課程が編成されているか、担当科目を教育する適格性を備えた教員が配置されているかなど一律に決めることができない定性的なものも設けられている。</p> <p>こうした定性的な基準の審査では、高度の専門的な知識・経験に基づく判断が求められるとともに、地域によって異なる運用がなされることのないよう厳正・公平な審査を行うことが、大学の質保証にとって重要であることから、大学設置・学校法人審議会において一元的に審査が行われている。</p>

このため、設置認可権限を移譲することは困難である。

**【地域貢献の基準】**

各大学はそれぞれの特色を活かし、地域貢献を目指すものとするか、世界的な研究拠点を目指すものとするかは自主的な判断の下、決めているが、どのような特色を活かそうとも大学である以上は社会の発展に貢献（社会貢献）することが求められる。審査対象となる大学が地域貢献を標榜する場合の審査は、現在も、こうした「社会貢献」の観点から「地域貢献」について審査が行われている。なお御指摘のとおり、「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」の報告を踏まえ、大学が社会の要請に応え、安定的、継続的な運営が確保できるよう、学生確保の見通しや社会的人材需要等を十分に考慮することを「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」に明確化するとともに、大学を新設する場合の実際の審査においては、自治体に対し大学に期待することや地域にとっての意義、大学との連携への意識等に関する意見聴取を実施しているところ。

**【事前相談】**

学部等の設置の手続きが、認可を要するものか、届出によって設置が可能なのかは、大学において授与する「学位の分野」に変更がないか否かによって決まる。「学位の分野」の判断は専門的見地から行う必要があることから、「事前相談」として大学設置・学校法人審議会に諮るものである。現在、大学に対してできる限り多くの「事前相談」の機会を設けるため、年5回の受付期間を設けている。なお、当該期間内であれば、「事前相談」の受付を拒否することはない。大学においては、計画的な手続きをお願いしたい。

分野事務局

本部事務局（国出先機関対策PT）

No. 14	地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲
求める措置の 具体的内容	地方大学の新規設置・拡充がなされる場合における補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p><b>【基本的な考え方】</b> 地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブを盛り込んだ制度を構築した上で、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。 これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けることを求める。</p> <p><b>【制度改正の必要性】</b> 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。補助金制度に地方大学の新規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の实情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。</p>
所管府省から の第1次回答 (文部科学省)	<p>私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法や交付要綱等に基づき、国及び日本私立学校振興・共済事業団が、大学の立地（都市部か、地方か、被災地か）などの個別の实情に応じて、または大都市圏への学生集中の緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を行っており、引き続き国及び私学事業団において一元的に行う必要がある。</p> <p>なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができるとされており、現行法令下においても、地方公共団体において、地域のニーズにあった私立大学等への補助金の</p>



	創設は妨げられておらず、地方大学の新規設置・充実のための財政的支援は可能である。
府省の回答に対する関西広域連合の意見	私立大学等経常費補助金の配分について、大学の立地などの個別の事情や、大都市圏への学生の集中の緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を引き続き国等が行う必要があると、第1次回答にあるが、国による全国的な観点からの配分の方針や基準の設定があれば、その方針・基準のもと、区域内の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能であると考えます。
所管府省からの第2次回答 (文部科学省)	<p>第一次回答を踏まえた関西広域連合からの見解では「区域内の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能」とあるが、大都市圏への学生集中緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点から当該区域内外それぞれの実情に応じた判断等が必要となるため、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団で一元的に配分する必要がある。</p> <p>なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができることとされているため、新型交付金等を活用することによって、地方大学の新規設置・充実のための財政的支援は可能である。</p>
分野事務局	本部事務局（国出先機関対策PT）

No. 15	地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲
求める措置の 具体的内容	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	<p>【基本的な考え方】</p> <p>地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してもインセンティブ効果が生じるよう私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しを実施したうえで、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。</p> <p>補助金制度に外国人留学生の受入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学（外国人留学生）の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。</p> <p>大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。</p>
所管府省からの第1次回答 (文部科学省)	<p>私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法や交付要綱等に基づき、国及び日本私立学校振興・共済事業団が、大学の立地（都市部か、地方か、被災地か）などの個別の実情に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を行っており、引き続き国及び私学事業団において一元的に行う必要がある。</p> <p>なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができるとされており、現行法令下においても、地方公共団体において、地域のニーズにあった私立大学等への補助金の創設は妨げられておらず、留学生の増加のための財政的支援は可能である。</p>
府省の回答に対する関西広域連合の意見	私立大学等経常費補助金の配分について、大学の立地などの個別の事情に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を引き続き国等が行う必要があると、第1次回答にあるが、国による全国的な観点からの配分の方針や基準の設定があれば、その方針・基準のもと、区域内

	<p>の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能であると考える。</p>
<p>所管府省から の第2次回答 (文部科学省)</p>	<p>第一次回答を踏まえた関西広域連合からの見解では「区域内の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能」とあるが、大都市圏への学生集中緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点から当該区域内外それぞれの実情に応じた判断等が必要となるため、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団で一元的に配分する必要がある。</p> <p>なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができることとされているため、新型交付金等を活用することによって、地方大学の新規設置・充実のための財政的支援は可能である。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（国出先機関対策PT）</p>

No. 16	自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給
求める措置の 具体的内容	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>徳島県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらうよう要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自治体職員に「公用旅券」が発給されてもよいのではないか」との指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。</p> <p>近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。</p> <p>なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかりと裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図れるような措置を合わせて講じる必要がある。</p>

<p>所管府省からの第1次回答 (外務省)</p>	<p>公用旅券に関しては、外務大臣が当該旅券の名義人の国籍及び身元並びに当該名義人が国の用務により渡航する者であることを証明する文書であるという公用旅券の性格に鑑み、国の機関である各省各庁の長による外務大臣への直接の請求に基づき発給している。</p> <p>なお、自治体職員であっても国の用務による海外渡航である場合には、用務を所管する政府機関を通じ、外務大臣に請求がなされる場合には、当該職員に対して公用旅券が発給される。</p> <p>国の用務の審査等を含む公用旅券発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであることから、国民各個人からの申請に基づき発給される一般旅券の発給関連事務とは法令上の制度趣旨及び性質が異なるものであり、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県等が処理すべきものではなく、一括して外務省が行うべきであって、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>本提案は、公用旅券の発給が国の用務に限定されていること自体が、地方公共団体においても国際交流を積極的に推進し、外国企業による地方への投資の促進、観光客の誘致、地域産品の海外販路開拓等に取り組んでいる今日の状況にあわないものとなっており、地方創生の観点からも見直す必要があるのではないかと趣旨であることをご理解いただきたい。</p> <p>また、公用旅券の発給事務については、国による統一性を確保する審査基準の設定があれば、広域連合においても可能であるものと考えている。</p>
<p>所管府省からの第2次回答 (外務省)</p>	<p>地方公共団体において国際交流を積極的に推進し、外国企業による地方への投資の促進、観光客の誘致、地域産品の海外販路開拓等に取り組むに当たり、自治体職員が海外渡航を行う必要がある場合において、当該渡航が国の用務を目的とする場合には公用旅券の発給を受けることが可能であり、見直しの必要性は認められない。</p> <p>公用旅券の発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであり、本件提案は旅券法制度の根本理念に変更を加えることになるものであるところ、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局（国出先機関対策PT）、徳島県</p>

No. 17	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲
求める措置の 具体的内容	<p>経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。</p>
具体的な支障 事例、地域の実 情を踏まえた 必要性等	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。</p> <p>府県が単独で、事業者の行政処分（業務停止命令）を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分でなければ、処分の効果は限定的となる。</p> <p>現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけていくことが重要である。</p> <p>一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。</p> <p>なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。</p>

<p>所管府省からの第1次回答 (経済産業省・消費者庁)</p>	<p>【地方自治体による処分の効力の拡大について】</p> <p>これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣(経済産業局を含む。)が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており、例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができることが前提となっているところ、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識している。</p>
<p>府省の回答に対する関西広域連合の意見</p>	<p>提案実現に向け、広域連合制度の所管省庁とも調整のうえ、ご検討願いたい。</p> <p>なお、平成22年12月28日の国出先機関の原則廃止に向けた閣議決定では、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」とされていることから、国出先機関である経済産業局の当該事務が「広域連合の制度上、許容されない」とは言えないのではないかと考える。</p>
<p>所管府省からの第2次回答 (経済産業省・消費者庁)</p>	<p>【地方自治体による処分の効力の拡大について】</p> <p>特定商取引法上、都道府県知事の処分権限は、当該都道府県の区域内に存在する法違反について処分するために都道府県の自治事務として認められている。一方、経済産業局の処分権限は、消費者庁の設置に伴い、特定商取引法の執行を消費者庁が一元的に行うこととされるとともに、消費者庁による行政処分等に際し、地方における当該事務に関して経済産業局が担うことができるよう、経済産業局長に権限委任されたものである。このため、同法の規定に基づく都道府県知事の処分の効力が当該都道府県の区域内のみに及ぶとされている一方で、経済産業局が行う処分等の効力は全国に及ぶとされているところである。</p> <p>同法の規定に基づく執行事務は、横断的観点からの法の企画立案(消費者保護の観点及び商取引一般の適正化の観点)と一体でなければならず、消費者庁による行政処分等に際し、経済産業局と密接に連携して取り組むことが必要である。</p> <p>なお、ご指摘の閣議決定(平成22年12月28日)は地方分権の一般的な基本方針を示したものであること、また、地方自治法上、広域連合が行う処分が一般的に全国に及ぶこととされていないことから、同法の規定に基づき経済産業局が行う当該事務を広域連合が行うことが制度上許容されることまでを認めているものではない。</p>
<p>分野事務局</p>	<p>本部事務局(国出先機関対策PT)、兵庫県</p>